

非常時の現任保育士研修の運営について

天候悪化や地震の発生等の自然現象により警報や避難勧告等が発令されている場合及び公共交通機関の大規模な事故により会場へのアクセスが困難となっている場合の研修運営については、下記のとおりとします。なお、研修の有無については、ホームページにて案内いたしますので、ご確認ください。

令和6年度 愛知県現任保育士研修 事務局

記

1. 午前7時現在、愛知県内で気象庁から「暴風警報」が発令されている場合は、研修を中止する。その後解除されても研修の中止に変更はない。
2. 上記午前7時以後（研修期間中も含む）に「暴風警報」が発令された場合は、県と協議し気象、道路、交通状態等から判断し、研修の有無を決定する。
3. その他、地震発生等の自然現象により警報や避難勧告等が発令されている場合や公共交通機関の大規模な事故等、研修実施の有無を検討すべき場合は、県と協議し、決定する。
4. 研修の中止に伴う補充は、改めて行う。

以上